

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 改正間近、相続税対策について
- II. 個人で事業を行っている方の記帳・保存について
- III. 28年1月からマイナンバーがスタート
- § 1日公庫開催のご案内について

### [ 今月のトピックス ]

- ・税務相談Q&A情報コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・経済産業省・金融庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

## I. 改正間近！相続税対策

### — ポイントや対策について —

平成27年1月以降の相続開始分について、遺産に係る基礎控除額（現行5,000万円+1,000万円×法定相続人の数から改正後3,000万円+600万円×法定相続人の数）の引下げや最高税率（現行50%から改正後55%）の引き上げなど税率構造が変わることから、相続税の課税される割合は1.5倍程度に増える予想されています。自分の場合、一体どのくらいの相続税になるのか。どのような節税対策を活用することができるのか。気になっている方が多いことと思います。今、話題になっているこの機会を捉えて、以下に相続税の節税対策の概要及び注意点を解説致します。

#### ■ 贈与により課税対象財産を減らす方法

##### <基礎控除額以下の贈与>

相続税を節税するためには、生前に贈与することにより課税対象財産を減らす方法があります。贈与税の基礎控除額は、財産をもらった人ごとに年間110万円で、これ以下であれば贈与税はかかりません。贈与税の申告も不要です。これを毎年行うことにより相続税の課税対象財産を減らすことができます。ただし、相続開始前3年以内の贈与については、相続財産に加算され相続税の課税となります。年間110万円を超える贈与で支払った贈与税額がある場合には相続税額からその贈与税額を控除します。この方法により相続税対策を行う場合には、相続開始前3年以内の贈与については無効ですので早めに実施すべきです。

##### <教育資金の一括贈与制度>

祖父母などが孫などに教育資金を一括で贈与する場合、1,500万円まで非課税になる制度です。ただし金融機関に信託し、金融機関を経由して申告が必要で、払い出しには学費の領収書等の書類が必要です。

##### <相続時精算課税制度>

生存贈与する場合で、税務署にこの制度を選択する届出書を提出し、相続時にまとめて精算する制度が相続時

精算課税制度です。60歳以上の親から20歳以上の子や孫に対して贈与した場合に適用でき、2,500万円までは贈与税はかかりません。2,500万円を超える贈与については、いったん20%の税率で贈与税を支払います。税金計算上は、相続の時に贈与時の価額で相続財産として課税し、贈与税の支払いがあれば贈与税を控除します。贈与時の評価額で課税されるため、値上がりが予想される財産について有効です。課税上は相続税の課税になりますが、実態は贈与であるため財産を特定の相続人に確実に引き継ぐことができます。

### ■ 養子縁組により法定相続人を増やす方法

相続税の基礎控除額が法定相続人一人当たり600万円増加することから、養子縁組により法定相続人を増やし相続税を節税する方法です。ただし、相続税の計算上において、複数の養子縁組をしても実子がいる場合は一人、実子がいない場合でも二人までしか基礎控除の計算対象になりません。

### ■ 同族会社の株式や貸付金について

同族会社の株式は相続税の課税対象となります。同族会社の株式は、上場会社の株式との比較により計算する類似業種比準価額と自社の純資産から算出する純資産価額の折衷法により株価を計算します。上場株の価額の変動や自社の業績により毎年株価が変動するため、決算期ごとに株価を評価し評価が下がった時に後継者等に譲渡や贈与を検討する必要があります。同族会社への貸付金についても相続税の課税対象となります。貸付金はそのままの金額が相続財産となるので、法人の増資や貸付金の贈与等により貸付金を減らす対策をとっておく必要があります。これらの共通点は、相続財産として相続税の課税対象となるものの資金化が難しく納税資金とならないケースが多いことです。

### ■ 不動産の購入により評価額を減らす方法

相続財産の評価額の計算上、現預金についてはそのままの金額が相続財産になりますが、土地や建物の場合は路線価や固定資産税評価額を基に評価するため、一般に実勢価額の70%~80%ぐらいに評価されるケースがほとんどです。この評価差額の20%~30%の相続財産を減らします。借入金により不動産を購入した場合も同様です。借入金はそのままの金額を相続財産より債務控除するためです。ただし、相続税の納税資金を考慮し、相続税額に見合う現預金は残しておく必要があります。

### ■ 小規模宅地等の特例評価について

一定の面積以下の居住用宅地などの課税評価額を80%または50%減額することができる制度です。なお、平成27年以降の相続については、適用対象面積が拡大されています。この規定の適用を受けるためには、適用対象となる宅地等が遺産分割されていること、相続税の申告書に所定の事項を記載して申告すること等が必要です。

相続対策は早いに越したことはありません。どんな些細なことでも気軽にTFGにご相談下さいませ。



## 税務相談 Q&A 情報コーナー

### ■ 課税売上割合95%未満とは

消費税の原則的な課税方法を選択した場合、売上に係る消費税から支払に係る消費税を引いた差額を消費税として税務署に納めます。しかし、消費税の係る取引で売上に占める支払の割合が95%未満の場合、消費税を計算する際に支払に係る消費税全額を控除することはできません。つまり、上記の95%未満となれば税務署に納める消費税が大きくなります。個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれか有利な方を選択して消費税を納めることとなりますが、一括比例配分方式は2年間連続適用なので2年間で検討する必要があります。



## 経営指標解説コーナー

### ■ 売上高総利益率とは

売上高総利益率とは、売上高総利益（売上高から売上原価を差し引いたもので、粗利益ともいいます。）を売上高で除したもので、売上高に対する売上高総利益の占める割合を示したものです。一般的にこの比率は小売業や卸売業は非常に小さくなります。逆にサービス業などは大きいですが、その分人件費などの販売諸経費を多く必要とします。このように業界や業種によって粗利率は大きくことなるため比較の際には注意する必要があります。

## II. 個人で事業を行っている方の記帳の記載・帳簿の保存について

— 日々の記帳こそ、経営のすべての基本なのです！！ —

平成 23 年度税制改正によって、白色申告で確定申告を行っている個人事業者について、平成 26 年 1 月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者の範囲が拡大されております。現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告を行う方のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が 300 万円を超える方ですが、平成 26 年 1 月 1 日からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方が対象となります。なお、所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

先にも、書かせて頂きましたが、平成 26 年度より、対象者の範囲が拡大されており、平成 26 年度も 10 月を過ぎ、前年度まで対象でなかった方が、確定申告直前に、記帳や帳簿等を用意したとしても、間に合わないことも考えられます。再度、注意点を書かせて頂きます。

### ■ 記帳する内容は？

記帳する内容は、売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。つまり、一つの仕訳でいわゆる 5 W I H を明確にする必要があるわけです。仕訳を一つとっても、おろそかにしてはいけないことが、お解りになると思います。

一方、記帳に当たっては、事業所得を有する白色申告の方については、簡易な方法による記帳が認められています。一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。簡易な方法による記載については、その方法は所得により、変わってきますので、ご不明な点は **TFG** まで、ご確認ください。

### ■ 実は、日々の記帳こそ、経営のすべての基本なのです！！

個人、法人に係らず経営は、会社のお金に関してもきっちりと管理しなければいけません。もし税務調査があった場合、保存すべき帳簿・書類の状況に不備があり、所得をこれらの帳簿・書類により捕捉できないとなったときには、推計課税が行われます。推計課税とは、その者の財産の状況や債務の増減、収支状況、生産量などの間接的な資料から所得を「推計」し、税額を決定（又は更正）を行うことです。取引の事実を証明できる

ものがないので、「推計」により税額が決められてしまうということです。推計課税を避けるためにも記帳及び帳簿・書類の保存は重要ですが、記帳及び帳簿・書類の保存を正しく行うのであれば、青色申告を行うことをお勧めします。きちんと記帳をして青色申告をすれば、以下の特典を受けることができます。1. 青色申告特別控除として所得の金額から最高 65 万円を控除できます、2. 青色事業専従者給与の金額を必要経費に算入することができます、3. 貸金の額の 5.5%の貸倒引当金を必要経費として認められます、4. 純損失の金額を繰越し（繰戻し）することができます。その点からいえば、大事なのは日々の記帳の仕方です。日本では、法人税・所得税は納税者自らが、自分の所得と税額を計算して申告しなければいけない『申告納税制度』を取り入れております。故に、1年間の自分の所得、そして納めるべき税額を正確に計算して、正しい内容で申告する為には、日々の取引の状況をキチンと記帳していく仕方を行う必要があります。また、毎月の損益及び財産を把握することで、適正な経営管理、経営計画、節税を行うことが可能です。仮に、税務調査があった場合、5W1Hが明確な仕訳と不明確な仕訳では、その信頼度が全く違ってきます。ということで、実は、日々の記帳が、経営の基本なのです。今回の記帳・帳簿等の保存制度の対象者の範囲拡大を、チャンスと考え、より良い、経理・経営計画・節税対策の基本である日々の記帳にチャレンジされてはいかがでしょうか？

## Ⅲ. 平成 28 年 1 月からマイナンバーがスタート

—社会保障・税番号が共通化されます—

国民一人一人に番号を割り振って所得や納税実績、社会保障に関する個人情報を1つの番号で管理する共通番号「社会保障・税番号(マイナンバー)」制度が、平成28年1月から開始することが法律で決まっております。

### ■ マイナンバーとは

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)です。

### ■ マイナンバーの仕組み

マイナンバー制度では、複数の機関に存在している個人の情報が同一人の情報であるように、下記のような仕組みが準備されます。

#### 1. マイナンバーの付番

各自治体の長が住民票コードをもとに生成したマイナンバーを住民に付番し、通知することが定められています。

#### 2. 行政機関間での「情報連携」

われわれ国民が受ける行政サービスは複数の行政機関から提供されることから、機関毎に個別の情報が独立して存在します。各行政機関にてそれぞれ管理している同一人の情報を紐付け、相互に活用するという仕組みです。

#### 3. 行政事務における「マイナンバー利用」

社会保障・税・防災分野の事務を実施する各行政機関では上記1.で付番されたマイナンバーを用いて、窓口等での本人確認など行うことができます。

## ■ マイナンバーによる効果

1. よりきめ細やかな社会保障給付が可能となり、給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止が実現できます。
2. マイナンバーによってさまざまな個人情報を紐づけることでより正確に個人の所得を把握できるようになります。
3. 災害時要援護者リストの作成・更新や災害時の本人確認等に活用ができます。また、生活再建への効果的な支援も行えるようになります。
4. プッシュ型の行政サービスを受けられるようになり、自宅から各種社会保険料の支払い等の確認ができるようになります。
5. 所得証明書等の添付書類を省略できるようになる等の事務手続きの簡素化・負担軽減により、国民の利便性が向上します。
6. 検診情報・予防接種履歴の確認等が行えるようになる上、年金手帳・医療保険証・介護保険証等の機能を一元化できるため、医療・介護等のサービスの質の向上に繋がります。

個人に対しては、総務省が、来年の秋ごろを目途に、番号が私達に通知されます。会社の番号は国税庁が担当し、こちらも同じく来年の秋ごろに各会社に対して、番号を通知されます。個人でも、会社でも、税務署に申告をする人は、今でも番号が決まっていますが、マイナンバー制度のスタート時に、一旦、クリアになり、新しい番号が決まります。マイナンバーにより、全ての取引が明らかにされ、「税逃れ」も少なくなると思われます。



## 経済産業省情報コーナー

### ■ 所得拡大税制のご活用について

所得拡大税制とは、適用事業年度において、国内雇用者に対して給与等を支給し、一定の要件を満たした場合、雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができる制度です。個人の所得水準の底上げをさらに促進していくため、平成26年度税制改正において、制度を2年間延長するとともに、従業員への給与などの支給額を基準事業年度から5%以上増加させるという要件を緩和し、平均給与等支給額の算定方法についてもより適用しやすくなりました。控除額については、改正前と変わらず支給増加額の10%を法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除として申請できます（法人税額10%（中小企業等は20%）を限度）。

※詳細についてお知りになりたい方は**TFG**までご一報下さい。



## 金融庁情報コーナー

### ■ 無登録の海外所在業者による勧誘にご注意下さい

金融商品取引法に基づく登録を受けていない海外所在業者が、インターネットに日本語ホームページを開設する等により、外国為替証拠金取引（FX取引）や有価証券等の勧誘を行っている例が見受けられます。また、最近、海外所在の無登録業者と、インターネットサイトを通じて、為替のオプション取引を行い、トラブルになっている例も見られます。無登録の海外所在業者は、業務実態等の把握が難しく、仮にトラブルが生じたとしても業者への追及は極めて困難ですので、無登録業者との契約は行わないようご注意ください。



## 今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

ECO 学習ライブラリーをご存じでしょうか。ECO 学習ライブラリーとは、環境学習や環境教育に興味がある子供や事業者などを対象として、環境人材の育成や環境報告書のフォーマットやガイドラインなどが無料で公開されています。子供向け教材だけではなく、環境会計や容器包装リサイクル法などの専門的なコンテンツも多く用意されており、ECO 或いは環境全般に貢献できる経営を目指す際には、大変参考になるサイトです。また、例えば子供環境絵画コンクールなどを主催し、環境に貢献しようとする場合には、これらの情報を掲載できますので、ご関心ある方はチェックしてみてください。

「ECO 学習ライブラリー」

<https://www.eeel.go.jp/>

## TFGで開催！「一日公庫」

### 融資相談会のご案内

「一日公庫融資相談会」では、日本政策金融公庫の融資担当者が私共の事務所に出張され、その場で懇切に融資のご相談を承ります。新分野進出、再挑戦を始め運転資金や設備投資などをお考えの方は、この機会に是非ご活用ください。

#### 記

日 時：平成26年12月8日 10:00～17:00

場 所：TFG 事務所内会議コーナー

相談員：日本政策金融公庫 国民生活事業 融資担当

費 用：無料

※お申込みは、TFG ホームページ、又はご案内チラシの申込書にて、【11月28日(金)】までをお願いいたします。

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援・・・T&FG group

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896

[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

**TFG 税理士法人**  
株式会社 東亜経営総研

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐